

令和3年第2回教育委員会定例会
(1月26日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年1月26日（火）午後2時03分から午後4時15分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 学校園等情報配信システムの導入について

(2) 学務課

イ 令和2年度台東区歯の優良児童生徒の表彰について

ウ 浅草中学校知的障害特別支援学級の設置について

エ 令和2年度指定管理施設の管理運営に係る委託料の追加について

(3) 児童保育課

オ 認可保育所の開設について

(4) 放課後対策担当

カ 令和4年度の放課後対策事業について

キ 東浅草小学校における放課後対策事業の拡充について

(5) 指導課

ク 台東区優秀教員・優秀団体奨励について

ケ 台東区いじめ防止対策推進基本方針の改定について

(6) 生涯学習課

コ 生涯学習センター等の開館時間の変更について

サ 台東区生涯学習推進プランの改定延期について

シ 「台東区民カレッジ」モデル事業の実施結果及び令和3年度以降の展開等について

ス 公益財団法人日本音楽教育文化振興会が実施する事業に対する後援について

(7) スポーツ振興課

セ 都立浅草高校温水プール 開館期間の変更について

(8) 中央図書館

ソ 図書館情報システムのリプレースについて

タ 一部図書館の開館時間の変更等について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和3年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

イ 令和3年2月の行事予定について

(2) 学務課

ウ 令和2年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について

(3) 指導課

エ 台東区立学校版 SNS・インターネット活用ルールの改訂について

(4) スポーツ振興課

オ 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場大規模改修について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 区民文教委員会【臨時】における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時03分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年2回台東区教育委員会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第 1、教育長報告の協議事項、庶務課のア、学務課のウ及びエ、児童保育課のオ、放課後対策担当のカ及びキ、指導課のケ、生涯学習課のコからシ、スポーツ振興課のセ、中央図書館のソ及びタ、教育長報告の報告事項、スポーツ振興課のオについては議会報告前の案件であり、膨張にはなじまないと考えられます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第 1 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 イ

○矢下教育長 それでは、日程第 1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

学務課のイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のイ、令和 2 年度台東区歯の優良児童生徒の表彰について、ご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

例年 6 月 4 日から実施されております、歯と口の健康習慣にちなんで、歯の優良児童・生徒の表彰を行っております。本年度は健康診断の時期が延期されたことに伴い、学校長からの表彰者の推薦も遅れましたが、この度、次のページの名簿のとおり、推薦の報告がございました。

本表彰の趣旨は、歯の衛生状態が優良な児童生徒を表彰し、歯の衛生についての関心を高めることにより、健康の保持増進を図ることとございます。

対象学年は小学校 6 年及び中学校 3 年で、優良者は治療した歯がなく、う歯、虫歯が皆無の者で、なおかつ歯の衛生状態が最も優良な児童・生徒としており、各学校 2 名ずつの 52 名でございます。

準優良者は、治療した歯がなくう歯が皆無の者でございます。今年度の準優良者は小学校 6 年生 348 名、中学校 3 年生 236 名でございます。

例年は、6月に区役所10階会議室で、優良者の表彰式を行っているところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、表彰式は行わず、各学校において学校長から賞状と副賞を授与することといたします。また、準優良者の表彰は、例年どおり、各学校において、学校長より賞状を授与していただきます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 これの準優良者ですね。準優良者は、人数の制限はありませんか。

○学務課長 制限につきましてはございません。

○神田委員 それで、治療した歯がなく、う歯も皆無って、大変すばらしいことだと思いますけれども、実際には何割くらいいるのでしょうか。

○学務課長 令和2年度につきましては、準優良の方が、小学校におきましては32.5%、中学校におきましては、31.5%の方が準優良となっております。

○神田委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

(5) 指導課 ク

○矢下教育長 次に、指導課のクについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、資料8-1、台東区優秀教員・優秀団体奨励について、ご説明いたします。

項番1、目的についてです。本奨励制度は、当該学校の教育活動の充実や、広く台東区の教育の振興・発展への貢献が認められる者、及び団体の功績を称え奨励し、教員及び団体のさらなる意欲喚起、及び人材の育成を図り、活力ある学校教育の実現を図ることを目的としております。

項番2、概要についてです。優秀教員は、(1)①の表にございますとおり、A教育活動実践部門と、B地域・部活動等部門の2部門の推薦区分がございます。また、②の表に記載いたしましたが、A教育活動実践部門については、教員経験年数に応じて、ステージIからIVという、キャリアプランのステージに分けて推薦を受けています。

推薦から決定までの流れは、(2)のとおりでございます。

恐れ入りますが、裏面の項番3、表彰対象者・団体をご覧ください。今年度は(1)の2名の優秀教員及び、(2)の1団体が奨励対象者となっております。表彰者の推薦概要に

つきましては、それぞれの右側に記載のとおりでございます。

奨励を受けた先生方及び団体につきましては、毎年3月に指導課にて発行している指導課だよりにより紹介を行い、広く学校園に周知をいたします。

最後に項番4、表彰式ですが、例年の定例教育委員会終了後に取り行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず、3月中の配付を考えております。

台東区優秀教員・優秀団体奨励についてのご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 今年、個人の表彰が2名ということで、少ないように思いますけれども、どうしてでしょうか。若い先生方も表彰をして、今後のステップアップ、更なる教員の資質能力の育成ということで、ぜひ各学校に声をかけて、表彰をもう少し多くしてもらえるといいかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○指導課長 候補者はもう少し多くおりましたが、校長先生の聞き取りの状況から2名に絞らせていただきました。私どもも多くの表彰で意欲喚起につなげればということは考えておりますが、今年度に関しては、優秀教員の方は2名とさせていただきます。

以上となります。

○神田委員 ありがとうございます。吟味して審査をされたということでよく分かるのですが、ぜひ次年度からは育成をするという視点で、管理職に取り組んでもらえるとありがたいと思います。以上です。

○垣内委員 今回の神田先生のご意見に全く同感なんですけれども、優秀団体奨励のほうも、1団体ということなのですが、台東区の場合、結構地域の方々がいろいろな形でサポートされていると思われるのですが、どういうふうに絞り込まれているのか。できるだけ多くのいろいろな方々を表彰することで、さらに意欲喚起にもつながるし、これから働き方改革をしなければならない学校をサポートしていただく必要もあるかなと思うのですが、その辺りはどのような感じだったのでしょうか。

○指導課長 優秀団体につきましては、やはりコロナの影響もございまして、地域との密接な、これまでの関係での行事ができなかったということが影響あるのかなと思いますので、引き続き、やはりこういった活動ができるように、私たちも支援してまいりたいと思います。以上です。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、本件については、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたします。

(6) 生涯学習課

○矢下教育長 次に生涯学習課のスについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、公益財団法人日本音楽教育文化振興会が実施いたします事業に対する、教育委員会の後援につきまして、ご説明いたします。資料 12 をご覧ください。

今回の事業の主催者であります、日本音楽教育文化振興会は、音楽教育並びに音楽文化の普及・向上・発展を図ることを目的とし、音楽教育・音楽文化の振興に関する諸事業を行っております。本財団が主催する、2021 年第 37 回日本管打楽器コンクールについて、後援申請があったものでございます。

実施日時は、令和 3 年 8 月 15 日から 8 月 30 日まで、実施場所は東京芸術大学奏楽堂ほか、3 会場でございます。

本事業は管楽器・打楽器の各分野におきまして、国際的な視野に立ち、優秀な人材を育成することなどを目的としております。

事業内容といたしましては、オーボエ・サクソフォンなどの 4 部門につきまして、各会場で予選及び本選を開催し、最終日に奏楽堂におきまして特別大賞演奏会及び表彰式を実施いたします。

毎年 700 名前後が参加する大規模なコンクールであり、本年は各部門入賞者の演奏と、表彰式が奏楽堂で行われるなど、本区における生涯学習の推進にも寄与する事業でありますことから、本事業の後援につきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のスについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、令和 3 年度教育委員会及び連合校園長会の日程について、資料 16 をご覧ください。

令和 3 年度の日程につきましては、資料 16 左側が教育委員会、右側が連合校園長会となっております。連合校園長会につきましては、4 月、10 月、1 月、こちらには、教育委員の皆様にもご出席をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

令和3年度の教育委員会・連合校園長会の日程につきましては以上でございます。

続きまして、報告事項、庶務課のイ、令和3年2月の行事予定について、資料17をご覧ください。

2月につきましては、教育委員会の定例会を2月8日月曜日、それと、2月15日月曜日に予定しております。ご出席をよろしくお願いいたします。

庶務課の報告事項は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの庶務課の2点の報告について、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですね。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては報告どおり、了承願います。

(2) 学務課 ウ

○矢下教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のウ、令和2年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について、ご説明いたします。資料18をご覧ください。

項番1、検診の目的は、生活習慣病の早期発見や、生活習慣病に関心と自覚を持っていただき、生活習慣の見直しを図ることで生涯にわたる健康的な生活を実現することです。

項番2、対象者は、小学4年生と中学1年生等でございます。

検診場所及び検針期間は記載のとおりでございます。

項番5、小学4年生及び中学1年生の受診結果です。小学4年生は受診者が554人で、受診率は45.9%。中学1年生は受診者が255人で、受診率は33.5%でございました。前年度と比べますと、小学4年生の受診者数は40人の増ですが、受診率では、1.6ポイントの減。中学1年生は、受診者数が30人の減で、受診率は2.3ポイントの減となっております。

これは、コロナ禍による影響で、医療機関に行くことを敬遠した家庭が多かったこと等によるものと考えております。

次に、項番6、小学4年生と中学1年生のチェックシートの活用状況でございます。小学4年生では、チェックシートに3項目以上該当した児童が362人で、そのうち、242人、66.8%が検診を受診しており、中学1年生では、同じく3項目以上該当した生徒が212人で、その家90人、42.4%が検診を受診、小学校4年生。中学校1年生ともに、前年度を下回る受診率でございました。

なお、次のページ以降には、ご参考といたしまして、チェックシート、学校別の受診状況を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 最後の学校別の受診状況ですが、たしかに去年と受診率が小学校も中学校も落ちていますが、これは特にコロナの関係というのでしょうか。受診率が落ちている理由です。

○学務課長 例年どおり、小学校中学校ではこちらの勧奨をさせていただいているところではございますが、やはり先ほども申し上げたとおり、コロナの影響で病院に行くことを避ける方が多かったのではないかと、我々のほうでは考えております。

○末廣委員 それから、学校によって大分受診率が違うのですが、やはり各学校が努力して一齐に受診するよというようにすることを统一的に進めていかないと、なかなか受診率は上がらないのではないかと思いますので、今度はそれぞれの学校で、去年よりもずっとよくなっている学校もたくさんありますので、それをもっと強く推し進めて行くのがいいんじゃないかと思います。以上です。

○学務課長 この学校別の資料につきましても、全校に配付させていただきまして、参考にしていただいて、より多くの方が受けていただくように勧奨していただくようお願いしております。

○高森委員 この学校別一覧表の件ですが、パーセンテージの出し方が、例えば小学校で言えば、4年生の全児童数のうちの受診者数で計算をしているのですけれども、そうではなくて、3項目以上該当した人間の割合で比較しないと駄目なのではないかと思います。つまり、このやり方ですと、児童数が多くて、3項目以上該当した数が少なければ、当然受診率が下がることになるわけですよ。3項目以上該当した人がそれぞれの小学校4年生、中学校1年生に何人いたかが出てこない、そこから受診者数を割合で導き出した受診率でないといけないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○学務課長 各学校によって、その3項目が当てはまる方が相当少ない学校もありますので、そこをパーセンテージで出すのがどうかということで、受診者数ということを出させていただいているところがございます。

○高森委員 そうすると、この受診率の低い数字が問題があるのかどうか分からないのですね。要するに該当者が0だった場合は受診者数が0になってしまいます。3項目以上の該当がなくて受診者数が0だと、それは問題だというのではなくて、該当がないから受診者数が減っているだけであって、つまり総数との割合だけで見ると分かりにくいのかなという気がします。

○学務課長 今いただいたご意見につきましては、検討させていただきます。

○高森委員 お願いします。

○垣内委員 ちょっと初歩的なことで恐縮ですけど、この予防健診というのは、医療機関では何をやるのですかね。

○学務課長 検診項目といたしましては、生活習慣の聞き取りによる調査、あとは、身長・体重・腹囲、あとは血圧と血液検査とを行っております。

○垣内委員 ありがとうございます。血液検査で分かることも多いと思うので、できるだけ、これを受診されたほうがいいのではないかと思います。チェックシートだけにこだわらずに。そこはどういうふうを考えられているのでしょうか。

○学務課長 特にこのチェックシートが3つ以上当てはまる方には、特に勧奨を強めているというような状況でございまして、広く受けていただくように、我々としては勧奨しているところでございます。

○垣内委員 ありがとうございます。いろいろな方にできるだけ、こういう機会が大切なので、受けていただくように学校のほうからもお勧めいただいたほうがいいんじゃないかと。チェックシートに当てはまらないからいいかと思う方もいらっしゃるかなとちょっと思ったものですから。よろしくをお願いします。

○矢下教育長 よろしいですか。

○神田委員 このような検診を受けることで、その後、成果は出ているのでしょうか。子供たちのその後を追跡した結果などはあるのでしょうか。

○学務課長 受診していただきまして、要医療・要経過観察になった方につきましては、次年度以降もまた受けていただくようにこちらから勧奨をしているところでございます。その結果、例年この状態が改善されている方がいらっしゃるということで、この効果も現れていると考えているところでございます。

○神田委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

(3) 指導課 エ

○矢下教育長 次に、指導課のエについて、指導課長報告をお願いします。

○指導課長 それでは、資料 19、台東区立学校版 SNS・インターネット活用ルール of 改定について、説明させていただきます。台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルールについては、平成 27 年 4 月に策定し、毎年全児童・生徒及びその保護者へ配付し啓発を図り、区議会においても一定の評価を得て来たところです。しかしながら、ルールを策定した当時と比較すると、家庭内で携帯電話・スマートフォン以外の ICT 機器、例えばタブレットやパソコン、ゲーム機等を使用する of SNS やインターネット of 利用率が大きく上昇していることや、裸眼視力が低下していることが国の証左から明らかになっております。

また、SNS 上におけるトラブルや危険なアプリなど、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化していることから、保護者・地域等からルール of 見直しを求める声をいただいているところです。そのような声を踏まえ、指導課といたしましては、この度、台東区立学校版 SNS インターネット活用ルールとして改訂させていただきました。

今後の予定といたしましては、1 月中に区 of ホームページに公表及び児童・生徒、保護

者への配付を予定しています。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 このスマホルールが定着して、いろいろな実績や効果が見えてきていると思うのですが、この間のインターネットや SNS を通じたトラブルの報告というのは各学校に上がってきているのでしょうか。

○指導課長 数は多くございませんが、やはり LINE 等 SNS を通じて、子供同士がトラブルになったということは、毎年、本当に数件、報告が上がっているところでございます。

○高森委員 それに対して、学校側がどのように対処されているか、あるいは教育委員会としてどのように対応されているかということは把握はされていますでしょうか。

○指導課長 やはり、当事者、児童・生徒同士の関係の修復、それから、保護者への説明ということを丁寧に行っておりました、それが教育委員会のほうに報告が上がる中で、我々も指導課として指導・助言ができるところを、学校に対してしております。

早い解決に至るものもあれば、時間をかけて解決しているものもございます。

○高森委員 分かりました。ありがとうございます。

○垣内委員 こういうルールは必要なのだろうと思うのですが、この主な改訂内容の一番最初に、1 日の利用時間を決めるということなのですが、これは、それぞれのご家庭でお決めになるのか、あるいは何等かの基準とか、望ましいレベルとか、そういったようなこともお示しになるのか、ちょっと具体的なところを教えていただきたいというのと、それから、現状大きな変化があるというお話ですが、実際どのくらい皆さん使っていて、このコロナ禍で使うようになり、またいろいろなトラブルも増えているのかどうか。大きな変化はどういうことなのかというのを、具体的に教えていただいてもいいですか。

○指導課長 具体的な数字というのは、今手元にはございませんが、やはりこのコロナ禍で、非常に家庭の中で多くスマホを見ている時間が多いというふうなことを保護者が学校に相談に来るケースが多いというふうに聞いております。

それから、1 日の利用時間というのは、やはりご家庭において様々な、できる、使える環境というのがございますし、やはり学校、教育委員会から一方的に時間を決めるのではなく、やはり保護者と相談しながら家庭で決めたことを守るという。家庭のルールとして定着させていきたいなということで、この利用時間は保護者と決めるようにということをお願いしたいと考えております。以上でございます。

○高森委員 今、垣内委員からも指摘がありましたけれども、時間を決めることって、なかなか実は難しい部分があって、家庭の中でルールを決めて行うということ、当然それが一番尊いんですけども、もっと物理的にシャットアウトすることも、今できるのですね。

例えばこの資料にもありますけれど、ペアレンタルコントロール、これはスマートフォンとかタブレットの端末ごとでやるのではなくて、家庭に置いてある Wi-Fi のルーターにペアレンタルコントロールがかけられるんですよ。そういったこともできますよという

ような発信もぜひ保護者のほうにはしていただきたいです。

○神田委員 この、活用ルールが決められてから、保護者にも配付し、保護者会等でも詳しく説明をして活用していただくように各学校で工夫して取り組んできたところだと思います。

ちょうど6年経っているということで改定にちょうどいい時期ではあると思います。この間、学校でこのルールをどのように活用してきたか、それから今回の改定に当たり、学校や保護者から上がった声が大きかったのか、それとも教育委員会のほうで考えて取り組みを行うというふうに動かれたのかを教えてくださいましたらと思います。

○指導課長 本区でもICTの推進が進んでいるということも受けまして、それからやはりタイトルを大きく変えたということも、家庭でのICT機器の活用が大きく広がったということで、教育委員会の方が主導的に動きまして、改定のほうに至っております。

これまでも、このルールについては、本来は年度当初にお配りをして、例えば中学校1年生なんかの新しい人間関係ができる前にこのルールを定着するという事は非常に大きい内容かなと思いますので、中1の中で人間関係を作る上でちょっと失敗をしてしまうと、そこからなかなか取り戻すことが難しい事案もあるのかと思いますので、そういったことにつながらないように、学校のほうは最初、やはり年度当初に活用したい部分が大いかなというふうに考えております。以上でございます。

○末廣委員 この新しいルールで、特に児童・生徒が守る4つのルールがありますけれども、特にこの中では2番の個人情報に関するもの、それから3番のいわゆる中傷だとか、誹謗、いじめに関するそういうのでは、具体的にそういうのが表に出たときに、例えば保護者も関係してくると思いますが、園・学校がどの程度、いわゆるこういう問題が起きたときに関与できるのかという、そういうところが常に、こういう場合はどうやって行こうという、教育委員会として何か一応、ルールじゃないですけど、そういう決め事が考えられているんでしょうか。

○指導課長 基本的な生活指導の中で対応というのは各学校で決まっておりますが、やはりこのSNSやインターネットに関するトラブルというのは、なかなか学校が情報をつかめないケースもございます。保護者から入ってくるケース、それから子供から入ってくるケースというのがございますので、やはりその、こういった問題になる前にしっかり学校と子供たちの信頼関係の構築からするという事は、常々教育委員会の方からお願いしておりますし、こういった情報をしっかりキャッチすることが重要かなと考えております。以上でございます。

○矢下教育長 ありがとうございます。それではよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のエについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいですか。

○高森委員 3 ページの上段の不登校の問題で、委員の方からご指摘があった部分ですが、ヤングケアラーの事柄ですね。実はこれ、最近随分と問題視されていて、家族の介護が主な理由で、児童や生徒がその当事者になっているということで、非常に問題になっているのですが、こういったヤングケアラー問題の相談窓口はどこか、こういったところに相談すればいいのか、そういったことを児童や生徒や各家庭に発信してはどうなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○指導課長 相談機関としては、私どもの教育支援館にある、教育相談室でも相談できますし、子ども家庭支援センターのほうにも相談ができるということで、実際に学校にその可能性があるという場合の情報が入った場合は、学校から子ども家庭支援センターへ情報提供することもございますので、様々な相談機関があるというふうに認識しております。

○高森委員 なかなか相談先が分かりにくいところもあると思うんですね。実際のその状態に置かれないと、やはり相談窓口を探そうという気もないと思うので。あらかじめそういった窓口があるんだよということを、何等かの形で周知していただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のア、学校園等情報配信システムの導入について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず1、概要です。教育委員会及び学校園等からの、防犯、行事・通学時間変更などの連絡のほか、新型コロナウイルス感染症による患者の発生や臨時休校園などの緊急連絡等を、保護者へ速やかに情報発信するため、情報配信システムを導入するものでございます。

続きまして2、システムの概要です。まず(1)の対象となる施設・事業は、区立の小

学校、中学校、幼稚園、こども園、保育園、こどもクラブ及び放課後子供教室となります。次に（２）の主な機能としては、情報配信機能、出欠席連絡機能等となります。

続いて、３の予算額ですが、令和３年度予算に導入経費として資料に記載の金額を計上しております。

最後に４、今後のスケジュールです。本件につきましては、３月４日に開催される区議会区民文教委員会で報告する予定です。その後、来年度に運用を開始する予定でございます。

協議事項の説明は以上です。ご決定をよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

（２）学務課 ウエ

○矢下教育長 次に、学務課のウ及びエについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のウ、浅草中学校知的障害特別支援学級の設置について、ご説明いたします。資料３をご覧ください。

知的障害特別支援学級は、東京都の学級編制基準により、１学級の定員が８人と定められております。本区の中学校知的障害特別支援学級の設置校は柏葉中学校のみであり、平成２４年度以降、３学年合わせた生徒数は２０人台後半で、４学級を維持しておりました。しかし、令和２年度は１４人の１年生が入学し、３学年合計の生徒数３４人５学級の規模となりました。このため、特別支援学級に隣接する社会科教室を臨時的に特別支援学級の普通教室に転用している状況でございます。

次のページをご覧ください。参考といたしまして、生徒数の推移と今後の予想を記載しております。令和４年度は４１名、６学級となることが見込まれております。

前のページにお戻りください。特別支援学級の需要増は今後も続くと予測され、早急に環境を整える必要があることから、浅草中学校に新たに知的障害特別支援学級を設置するものでございます。学級数は２学級を見込んでおります。

選定理由といたしましては、地域バランスを考慮し、通学不便地域の解消効果が見込まれることから、浅草中学校に設置をいたします。

別紙をご覧ください。設置場所につきましては、教室棟に併設しております格技等棟２回の、現在パソコン教室及び準備室として使用している部分を改修し、普通教室２教室、多目的ホール用のオープンスペース、職員室を設置いたします。

1 ページにお戻りください。令和 3 年度予算といたしまして、5,241 万 7,000 円の歳出を見込んでおります。改修に係る工事費のほか、現在のパソコン室の物品等の処分委託費用、消耗品費や備品購入費等でございます。

今後は、令和 4 年 4 月 1 日の学級設置に向け、2 月 5 日の政策会議を経て、第 1 回区議会定例会の区民文教委員会に報告を予定しております。令和 3 年度中に工事等を進めながら就学相談を通じて入学者を決定してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○学務課長 続きます、協議事項エ、令和 2 年度指定管理施設の管理運営に係る委託料の追加についてでございます。

本件は、学務課、生涯学習課、スポーツ振興課の 3 課にわたる案件になりますが、学務課でまとめて説明をいたします。資料 4 をご覧ください。

項番 1、内容です。指定管理施設において、新型コロナウイルスの影響により、休館等の伴う利用料金収入等の減少が生じ、当初の委託料だけでは施設の管理運営に支障を来すため、令和 2 年度分について補正予算を計上し、委託料を追加いたします。なお、委託料の追加は、指定管理運営経費の一部に利用料金収入等を当てている施設が対象となります。

項番 2、対象施設及び委託料の追加額です。教育委員会といたしましては、少年自然の家「霧ヶ峰学園」、社会教育センター、社会教育館及び清島温水プールが対象となります。委託料の追加額は、合計で 1,597 万 5,655 円となります。

項番 3、補正予算額の案でございます。補正予算額は項番 2 に記載いたしました所管課 3 課の金額を、それぞれ 1,000 円単位で切り上げて合計し、1,597 万 7,000 円となります。

項番 4、今後の予定につきましては、第 1 回定例会にて、企画総務委員会で報告を予定しております。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のウについて、何かご質問はございませんか。特別支援学級ですね。

○垣内委員 ご説明ありがとうございました。特別支援が必要になるお子さんの数が、急激に何か増えたというグラフがありましたけれども、これは全体数が増えたので全体的に増えたということなのでしょうか。

○学務課長 こちらは、平成 29 年度から台東区のほうで、特別支援教室の指導が始まりまして、こちらの利用希望者数は現在も増加傾向にあるところでございます。この申込に当たりまして、知能検査等を行いますので、そこで知的障害の可能性ですとか、より手厚い支援の必要性について精査される機会が増えて、特別支援学級への転学ですとか、新たに特別支援学級の利用を考える方が増えたのではないかと考えているところでございます。

○垣内委員 これまで以上により適切なメニューを用意できるようになったから増えたという理解でよろしかったでしょうか。

○学務課長 今まで情緒の障害がある、そういった方が新たに知能検査を行うことで、他にも要因があるということが見えてくることもある。また、台東区としても、この特別支援教育について、広く皆さんに周知がされてきたということで、その選択肢が増えてハードルが下がって来たのではないかなということを認識しております。

○神田委員 知的障害のお子さんが増えて来たということで、地域バランスを考えて浅草中学校に学級を設立するということは適切かと思えます。つまり小学校で増えてきているということなんですよ。小学校は現状どのくらい増えているのか、また、今後も増えていくような感じなのでしょうか。

○学務課長 小学校の固定学級、知的の固定学級を利用されている方は、本年度 49 名おりました、若干増加傾向にはありますが、やはりこれまでそういった障害をなかなか認めたくなかった、そういった教育を受けたくなかったという方がやはり相談の中では多かったですけれども、やはりこういった特別支援についての知識が広まって、そこを受けたほうがお子さんのためになるんじゃないか、そう考えるご家庭が増えて来たのかなということは実感しているところでございます。

○神田委員 分かりました。そうすると、やっぱり先ほどのお話があったように、特別支援教室の指導や、積極的に検査を受けることで増えたという要因が大きいわけですね。ありがとうございます。

○高森委員 台東区では、現在中学校は選択制度が導入されておりますけれども、特支を希望する生徒が、例えば柏葉中か浅草中かを選択している場合に、通学区域に基づいて割り振られてしまうような、選択肢の幅が狭められるようなことになったりするという心配はないのでしょうか。

○学務課長 現在のところ、どちらがいいかというのもきちんと保護者の方に見ていただいたりとか、ご説明をさせていただいて選んでいただくことになろうかと思えますので、今のところそういった心配はないのではないかと考えているところでございます。

○高森委員 分かりました。ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、学務課のエについて、何かご質問はございませんか。委託料の追加です。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウ及びエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 オ

○矢下教育長 次に、児童保育課のオについて、児童保育課長、説明をお願いいたします。

○児童保育課長 それでは、認可保育所の開設について、報告いたします。資料5をご覧ください。

項番1、公募による提案の概要です。今回は、令和4年4月1日開設予定の3件の提案があったところです。1件目は、(1)認可保育所「(仮称)さくらさくみらい 谷中」です。所在地は、谷中二丁目1番11号となります。定員は、0歳から5歳で、90名を予定しております。構造・延床面積は、資料のとおりです。運営事業者は、株式会社さくらさくみらいで、都内認可保育所53園、認証保育所1園などを運営している事業者です。

2件目は、(2)認可保育所「(仮称)うれしい保育園上野」です。所在地は、上野七丁目8番13号となります。定員は1歳から5歳で、62名を予定しております。構造・延床面積は、資料のとおりです。運営事業者は、株式会社ケア21で、都内で認可保育所3園、小規模保育所1園などを運営している事業者です。

恐れ入ります、次ページをご覧ください。3件目は、(3)認可保育所「(仮称)北上野クローバー保育園」です。所在地は、北上野二丁目18番8号となります。定員は、0歳から5歳で90名を予定しております。構造・延床面積は、資料のとおりです。運営事業者は、株式会社クローバーホールディングスで、都内で認可保育所1園、小規模保育所1園などを運営している事業者です。

続きまして、項番3、提案の審査でございます。(1)審査日は、令和3年1月22日金曜日でございました。

(2)審査方法につきましては、区内の同種の施設を参考とし、同水準であれば標準点とし、それ以上であれば選定することといたしました。

(3)審査員につきましては、資料のとおりです。

恐れ入ります、次ページをご覧ください。(4)審査結果でございます。得点につきましては、一覧表のとおりでございます。3つの提案とも、標準点を上回る結果となりました。このため選定とさせていただきます。

最後に項番3、今後のスケジュールです。本件につきましては、来月開催される区議会定例会、子育て・若者支援特別委員会にて報告予定です。

協議事項の説明は以上です。本件につきましてご協議いただき、決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 株式会社ケア21、標準点を上回っているということなんですけれども、保育事業の運営方針がえらく低い、点数が低いですね。全体的に見て大丈夫なんだろうと思うんですけれども、ここはどういうご議論で大丈夫というふうに確認されたのかお伺いしたいと思います。

○児童保育課長 こちらのほうは、審査委員会におきまして、各事業者からのプレゼンテ

ーションを実施していきまして、その中で、保育所の保育指針は理解しているのが当然なんですけれども、ただ、本区の幼児教育共通カリキュラムのほうが、内容をあまり、ちょっと理解されていなかったという面が見られておりまして、そこで質疑があったところに、あまり答えられていなかったというところで、評価が低い点になったというふうに考えております。

○垣内委員 今は理解してもらったので大丈夫ということですか。

○児童保育課長 失礼いたしました。今現在、これらの質疑によって、なかなか理解されていなかったというところもございましたので、再検討を、その部分、もう少しもんでくださいという形で、今やり取りをしている最中ではございます。以上です。

○末廣委員 1番のさくらさくみらいの地図を見ますと、この大名時計博物館のところに予定地になっていますが、この博物館の敷地の中にこれはできるんですか。

○児童保育課長 失礼いたしました。資料が大名時計博物館のところに被っておりましたが、大名時計博物館のところではございません。その後ろ側の谷中二丁目というところですので、大名時計博物館からは離れているところという形では認識してございます。その敷地内ではございません。

○末廣委員 分かりました。

○高森委員 今回、140名強の定員数を確保されるということで、非常に安心材料になるかなと思うのですが、本区における保育の需要と供給のバランスについて少しお伺いしたいのですが、例えばそれぞれの保育施設の通園圏内における地域別の待機児数だとか、あるいは地域別の保育適齢児数とか、そういったものと釣り合いが取れているかどうか。ただ、通園圏といっても、徒歩や自転車通園とは限らないと思いますので、園による送迎付きのバスだとか、そういった車両を使っての通園ということもあるかもしれませんが、その場合は広域にわたるので把握できないと思われそうですが、地域をある程度区切ったときに、その地域での需要と供給のバランスはどのように把握されていますでしょうか。

○児童保育課長 今回、公募に当たりまして、ホームページで優先度をつけまして、A、B、C、Dという形で、保育需要の、地域でA、B、C、Dのランク付けをいたしました。そこでやはり、細かくどの辺りが足りていないかというところを分析させていただきまして、今回AランクのところとBランクのところ、そこを中心にこの公募による提案を採択させていただいているという状況でございます。

やはりまだ、地域偏在というところも出てきておりますので、その辺りは今後の課題ということは認識しておりますけれども、まずは、やはり足りないところに保育需要が高いところに保育所を開設していくということを今後とも進めていきたいというふうに考えてございます。

○高森委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○神田委員 この審査基準の点数ですけれども、点数の大きいところは区として重視して

いるというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○児童保育課長 委員ご指摘のとおり、保育事業の運営方針ですとか、事業の運営体制という配点が高いところについては、やはり十分見て、その保育園が適切に保育運営をできるのかというところをやはり十分に見ていきたいというふうを考えてございます。

○神田委員 分かりました。こういう標準点の割合というのは、時代のニーズに合わせて、変わってくるのではないかなと思うのですけれども、最近はそういった変更はないのですか。

○児童保育課長 現在のところ、大きな変更というところは考えてございませんが、やはり委員がご指摘のとおり、時期によってはいろいろなところで変わってくるかと思えます。例えば、開設場所による施設の必要ですとか、そういったところにつきましては、やはり今後いろいろなところを考えながら配点というのは考えていかなきゃいけないというふうを考えてございます。

○神田委員 ありがとうございます。私もそう思いまして、この開設場所における施設の必要性ということはもう少しポイントが高くていいのではないかと思いました。

地域によっては施設が多いところもありますし、不足しているところもありますので、そのあたりも考えて、ぜひ今後検討していただけたらと思います。

○矢下教育長 ほかに、よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 放課後対策担当 カキ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のカ及びキについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項カ、令和4年度の放課後対策事業について、ご説明をいたします。資料6をご覧ください。

項番1、放課後子供教室でございます。放課後子供教室の全校実施に向け、学校や地域の方と協議を行った結果、学校運営に支障がない実施場所のできました、東浅草小学校で新たに放課後子供教室を実施いたします。

あわせて、前回公募から5年が経過いたします、千束小学校と石浜小学校についても、運営事業者の再選定を行います。項番2、こどもクラブについてでございます。公募型プロポーザル方式で事業者選定を実施しておりますが、現事業者への委託期間が5年を経過することから、資料の表に記載のこどもクラブについて、運営事業者の再選定を行います。

資料2 ページをご覧ください。項番3、運営事業者選定でございます。運営事業者を公

募型プロポーザル方式により選定いたします。校内にこどもクラブが設置されております小学校にて放課後子供教室を実施する場合には、こどもクラブとの連携の観点から二つの事業を同時に受託できる事業者を選定いたします。なお、今回の選定は、令和2年度選定予定を繰り延べにした案件でございます。表のとおり、募集件数は6件、公募は区議会第1回定例会の子育て・若者支援特別委員会へ報告後に開始し、審査期間は4月から6月までを予定しております。選定は書類審査、プレゼンテーション・ヒアリングにて実施いたします。

項番4、今後のスケジュールでございます。資料記載のとおり、実施してまいります。

続きまして、協議事項キ、東浅草小学校における放課後対策事業の拡充についてでございます。資料7をご覧ください。

項番1、現況でございます。東浅草こどもクラブは、需要に応じまして定員拡大を行ってきたため、1階の専用室と2階の会議室に分かれて活動しております。この状況を解消し、放課後対策事業を一層推進するためには、実施場所を集約する必要がございます。

項番2、今後の対応でございます。こどもクラブの活動をスムーズに行うため、閉館を予定しております、東浅草なかよし図書館の場所をこどもクラブ事業で活用いたします。また、令和4年4月から、先ほどご説明しましたとおり、放課後子供教室を実施いたしますが、そちらでも活用することで、東浅草小学校の全ての児童に様々な体験や交流活動の場を提供し、放課後の充実を図ってまいりたいと存じます。

項番3、今後のスケジュールでございます。令和3年第1回定例会の子育て・若者支援特別委員会で報告をした後、保護者等に説明いたします。大規模改修工事の終了後、運用は開始いたします。

説明は以上です。ご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは放課後対策担当の力について、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のキについて、何かご質問はございませんか。東浅草小学校の放課後対策です。

こちらもよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当の力及びキについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 指導課 ケ

○矢下教育長 次に、指導課のケについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、資料 8-2、台東区いじめ防止対策推進基本方針の改定について、説明させていただきます。台東区いじめ防止対策基本方針については、平成 26 年 10 月に策定しております。これは、平成 25 年に国が策定したいじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき策定したもので、ポイントとしては、第 1 に、学校の設置者の責務として、いじめ防止に向けた取り組みの内容に関する事。第 2 にいじめの未然防止に関する取り組みを審議したり、重大事態の際の対応を進めて行ったりする委員会の設置に関する事でございました。この度、本基本方針について改訂いたしたく、ご説明申し上げます。

項番 1、改定理由についてです。平成 25 年にいじめ防止対策推進法に基づき、国でいじめ防止等のための基本的な方針が策定されました。その後、平成 29 年に同基本方針の改定、及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されました。それらを受け、本区の基本方針を改めて見直したところ、内容の改定が必要であることが明らかとなり、この度改訂する運びとなりました。それらの経過については、項番 2 をご覧ください。

項番 3、主な改訂内容についてです。まず (1) のいじめの定義については、これまで「けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です」という部分を、「けんかであっても、背景や被害性に着目して判断することが必要です」にいたしました。

(2) いじめ問題への基本的な考え方については、①から⑦についてはこれまでの趣旨を基本的な考え方として、引き続き浸透させていきます。⑧「社会全体の力を集結し、いじめに対峙する」については、いじめの発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部人材や関係諸機関と適切に連携をすることが重要であり、社会全体でいじめ問題に対応していくために追加いたしました。なお、これまで示しておりました、「日頃から児童生徒とのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努めること」については、⑥「人間関係を豊かにする教育」の中で、その趣旨に触れておりますので、信頼関係の構築も引き続き取り組んでまいります。

裏面をご覧ください。改訂の内容 (3) いじめ防止等のための組織についてです。いじめ防止等のための組織として、大きく、いじめ防止対策のための組織と、重大事態発生時の調査組織と分けられます。表の中ほど、太枠囲みの部分をご覧ください。左から、台東区いじめ問題対策連絡協議会、台東区いじめ問題対策委員会、台東区いじめ問題調査委員会が、今回の改定に関わる組織となります。

まず一番左の台東区いじめ問題対策連絡協議会については、学校、教育委員会事務局、警察、その他の関係者で構成し、いじめ防止等のための推進に必要な事項や、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項について協議等を行います。

中央の台東区いじめ問題対策委員会については、教育委員会の附属機関として、法律・医学・心理・福祉等に関する学識を有する者 5 名以内で構成し、区や学校におけるいじめ防止のための取り組みや、その他、いじめの防止等のための対策の取り組みについて、意

見を述べ、それらの機関がより実効的にいじめ防止のための取り組みを推進していくことができるように審議を行います。また、重大事態の発生時には、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査の内容は事案によっても異なりますが、被害児童生徒、保護者に対する調査方法の説明や、調査結果の説明・公表、また、調査結果を教育委員会へ報告するなどがその内容となります。

一番右の台東区いじめ問題調査委員会については、区長の付属機関として設置し、台東区いじめ問題対策委員会または学校が調査した結果の方向を受けた区長が必要であると認めた場合、調査の結果についての調査、再調査を行う機関となります。設置組織については、以上となります。

改定内容の(4)学校評価についても、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取り組みにかかる達成目標を設定し、学校評価において達成の状況を評価することで、いじめ問題への基本的な考え方の浸透を図ってまいります。

改訂内容(5)いじめの解消についての考え方は、国の基本方針の改定で新たに追加されましたので、それに倣った形での記載をしております。

主な改訂内容は以上となります。

項番 3、改定後の区基本方針については、台東区いじめ防止対策基本方針案及び、別添、台東区いじめ防止対策推進基本方針新旧表をご覧ください。

項番 4、スケジュールについては、本委員会でのご審議の後、令和 3 年第 1 回定例会、区民文教委員会にて、ご報告申し上げる予定でございます。

複雑化・多様化しているいじめ問題に対して、区内学校及び関係諸機関等が、これまで以上に連携を密にし、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応を推進していくことができるよう、今回改定を行います。

大変長くなりましたが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 3 ページのところですが、台東区いじめ問題対策委員会、そして台東区いじめ問題調査委員会の構成メンバーの中に教育関係者がいないのは、あえて外してあるのでしょうか。それから、調査のところは、必要かなと思いますけれども、対策に関しては、学識を有する人たちはある程度教育の内容を分かっている人たちというふうを考えていいのか。また、あえて教育に関連しない人の効果を狙って選んでいるのか。その辺りの説明を加えていただけたらと思います。

○指導課長 まず、台東区いじめ問題対策委員会のほうは、教育委員会付属機関の、いわゆる第三者調査委員会という扱いになります。やはり選ぶ中で、大学の先生の中には、教育系の心理に関するような教授とか、そういった方を推薦をする場合もございます。それから、台東区いじめ問題調査委員会のほうは、区長付属機関の第三者委員会ということで、先ほど、問題対策委員会の構成メンバーと問題調査委員会のメンバーは異なる方を推薦し

ていくということになります。以上でございます。

○神田委員 分かりました。

○垣内委員 事柄自体は大事なことだと思います。1 ページ目のところで、新たに、「社会全体の力を終結し、いじめに対峙する」ということが入ったということも、非常に重要なことかと思うのですが、これは具体的に言うとういうことになりますでしょうか。というのも、いろいろな協議会がありますけれど、行政内部、基本行政内部であったり、関係者であったり、あるいは第三者であったりという方々がいろいろと議論をするという場は設けられているんですけども、その先、社会全体の力を終結するにはどうするのかというところを教えてくださいたいと思います。

○指導課長 様々なことが考えられますが、例えば、学校の中にある、学校サポートチームというのを、機能を明確にして、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係者の職員、それからスクールソーシャルワーカーなどが、学校に対して適切に役割分担をするというようなことによって、被害の児童生徒を支援する形をとるとか、あるいは加害の児童生徒の反省を促す指導を行ったりするというところで、事後指導において、やはり学校に関わるあらゆる人材、関係機関に協力をいただくように働きかけていくということの一つの例として挙げさせていただきたいと思います。

○垣内委員 これは誰がリードするとか、どういうプラットフォームで行うとか、そういうことはないのですか。

○指導課長 実際に操作を行って、報告を上げていく段階で、やはり大事なものは再発防止、あるいは事後の学校の対応が重要かと思っておりますので、その第三者調査委員会などで上がって来たご意見・見解を参考にしながら、我々教育委員会が学校と一緒にその後の対応、いわゆる事後指導をどうしていくのかというふうに考えるのに役立てていきたいと考えております。

○高森委員 実は最近、いじめた側、いわゆる加害者側の立場で取材をしたテレビの番組を見て大きな衝撃を受けたのですけれども、大切な視点があるということに気づきました。それは例えば、新旧対照表でいうと 11 番、ここには家庭との連携というのが強調されていて、とても重要な視点であることは私も否定しませんが、実はその家庭との連携を強調する中で見落とされがちなのが、加害児童生徒や保護者へのケアです。自分の子供がいじめた側の加害者になったことに対してショックを受ける保護者も少なからずいるというのですね。いじめの事件で明るみになった後で、家庭内でのトラブルや葛藤ということも実は心配しなければならない。保護者による子供に対する過度な叱責だとか不当な評価というのが、加害者となった子供を追い詰めてしまうことが実はあるらしいのです。そこでは親子の信頼関係が揺るぎかねないというような問題も実は起きているそうです。

さらに問題はもう一つありまして、加害者の児童生徒の保護者に対する他の保護者からの批判だとか風評だとか、いじめは許さないという、過度な同調圧力もまた留意しなければいけないというのですね。我が子がいじめの加害者となった事実を認知した保護者は、

今度は世間の目を気にして、肩身の狭い思いをして過ごさなければならなくなる。世間からの差別だとか偏見という、ある意味人間の非常に排他的な浅ましき、醜さがあらわになってくる、露見してくるといふ、新たなステージのいじめへと発展するということも注意しなければいけないと思います。社会で何かを根絶しようというイメージばかりだと、今回のコロナの感染でもありましたけど、自粛警察のような同調圧力が現れるということが非常に心配なので、いじめもそういうことがないとは言い切れない。

ですから、被害者側への対応は当然のことなわけですけれども、加害者側にも一歩踏み込んだような姿勢をとらないと、本当の問題の解決には至らないのかなということを感じています。そういったことも念頭に、この加害者側の児童や保護者、そしてその児童や生徒、そしてその保護者へのケアということの必要性についても、区の基本方針に盛り込んでいかげかなと思うのです。

例えば、新旧対照表によると 26 番ですけれども、ここにも確かに最優先は被害児童生徒、保護者であるということは書いてありますけれども、ここに例えば、加害者になってしまった児童や生徒や保護者へのサポートやケアということ、優先順位では 2 番目として記しておく必要があろうかなと思います。決して排他的になってはいけないんだということ、少しどこかで盛り込んでおいたほうがいいのではないかなという気がするのですけれども、そのあたりはいかがでしょう。今回盛り込むことを見送ったとしても、例えば次回の改定の際にはその辺りを検討していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○指導課長 東京都教育委員会のほうから、平成 29 年 2 月にいじめ総合対策ということで、学校の取り組み編という冊子が、教育委員会のほうに届いておまして、学校の方にも一部配付されているものがあります。その中に加害児童、加害の子供の行為の重大性の程度に合わせた参考例が掲載されておりますので、そういったことも参考にしながら基本方針に入れて行くのかということも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○高森委員 お願いいたします。ありがとうございます。

○末廣委員 今の新旧表のところですが、これ、ずっと対照して読んでいくと、やはり今度は新しい考え方というのですかね、いじめに対する新しい考え方が大分これではっきり具体的に強く出ているのを感じます。例えば新旧表の 1 ページから見ましても、学校が、古い方は学校が一丸となってという。ところが、学校だけでなく担っているのが、関係機関とか地域の力が非常に大切だということがまずうたっていますよね。それで、これがやはり大変大きい変化だと思うのですが、確かに学校だけで取り組めないケースはいっぱいあると思うので、関係機関とか地域の力がやはり必要だということですね。それから、2 ページに行きますと、6 番、ここでは柔軟な対応が必要であると、いじめという言葉をあえて使わなくてもいい場合には柔軟に対応しようということですね。それから、いわゆるこの 7 番ではいじめというのは非常に卑怯な行為であると、そういう認識を持つこと、今まで随分一般的に言われてきたことが随分、そういうのが具体的に入ってきている

と思うのですね。それから、3 ページに行きますと、8 番ですが、やはり全ての教職員がいじめの定義をちゃんと理解して、教員間の差がなくなるように、全ての教員が同じ意識を持つこと。そして、あるいは 9 番ですと、教員一人で抱え込まない。みんなが、教員がみんな同じようにその認識していく必要があるという。これも今までのいじめの事件の中で言われてきた、反省としてね、教員一人だけが抱え込んだというのが結構ありましたんで、そういういろいろな意見がここに、大体正しく全体的に、4 ページ以下もそうですが、反映しているのではないかと。それをその学校の先生あるいは、だけではなくて、保護者の方もこういう、今、いじめに対しては基本的な考え、方針があるということをもみんなが認識していくことが大事だと思います。以上です。

○矢下教育長 ありがとうございます。ほかによろしいですか、また、これ、いじめについては、今回もし決めても、先ほど高森先生もおっしゃってくれましたけど、まだまだいろいろな要請を受けてまた議論をしていくものだと思いますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のケについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) 生涯学習課 コサシ

○矢下教育長 次に、生涯学習課のコからシについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習センター等の開館時間の変更について、ご説明いたします。資料 9 をご覧ください。お手数ですが、お手元のものを見ていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

それでは、よろしければ引き続き説明のほうを続けさせていただきます。

まず、資料 9 の 1、概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生涯学習センター等における運営の効率化を図るため、開館時間の変更を行うものでございます。

2、変更案でございます。午後 9 時以降の利用が少ない状況を踏まえ、施設の開館時間を短縮いたします。(1)対象施設につきましては、生涯学習センター学習館及び社会教育センター・社会教育館になります。(2)開館時間については、午後 10 時までから、午後 9 時までに変更いたします。

3、変更期間につきましては、6 月利用分から当面の間といたします。

今後のスケジュールにつきましては、資料に記載のとおりでございます。

本件の説明につきましては以上になります。

続きまして、台東区生涯学習推進プランの改定延期について、ご説明いたします。資料 10 をご覧ください。

現行の生涯学習推進プランにつきましては、計画期間が令和 3 年度をもって終了いたします。このため、令和 4 年度から 5 年間で計画期間とする新たなプランの策定を令和 4 年 3 月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の将来的な影響が不透明なことから、策定時期を令和 4 年度以降に変更するものでございます。また、生涯学習の推進に向け、切れ目ない取り組みを展開するために、現行のプランの計画期間を延長し、同プランに掲げる事業については、継続して管理してまいります。

現行プランの概要と今後のスケジュールにつきましては、資料に記載のとおりでございます。

本件のご説明につきましては、以上になります。

続きまして、「台東区民カレッジ」モデル事業の実施結果及び令和 3 年度以降の展開等について、ご説明いたします。資料 11 をご覧ください。

本件は、台東区民カレッジの令和 3 年度以降の展開をお諮りするものでございます。

まず項番 1、概要でございます。モデル事業の検証結果を踏まえた事業展開により、区民の「学び」と「活動」の循環を目指すものでございます。

項番 2、モデル事業の検証結果についてです。モデル事業では、地域課題の学習機会や体験の提供、関係機関との連携や、学習後の支援等により、区民の学習成果を活動につなげることができるかについて、2 か年にわたり検証させていただきました。

恐れ入りますが 3 ページをお開きください。3 ページ以降の参考資料に、モデル事業の実施結果をまとめております。まず、令和 2 年度の実施結果についてです。項番 1 の事業概要をご覧ください。テーマを地域活動体験講座、災害編として、全 6 回開催しました。各回の内容、受講者数等は記載のとおりです。

4 ページをお開きください。項番 2、2 年度モデル事業の検証についてです。学習プログラム、連携、受講後の支援の 3 点について検証しており、表の左の欄に受講者アンケート等の結果を、右の欄に、そこから導かれる評価・課題をまとめております。本日は右欄の評価・課題を中心にご説明いたします。まず、(1) 学習プログラムについてです、表 1 段目の右欄、評価・課題をご覧ください。受講者 1 等の貢献意欲等を醸成するために、知識等の習得、活動の体験・実践、活動につながる情報提供等の要素が有効であること。表 2 段目右欄ですが、グループ活動等を取り入れた共同的な学びが必要で、それが講座後に、共に活動を行う仲間づくりにつながることで改めて確認できました。

6 ページをお開きください。次に (2) 連携についてです。表 1 段目、右欄の評価課題として、地域の組織等との連携は、実践に結びつく内容が提供でき、有用であること、表 2 段目右欄のとおり、学習内容の充実と受講者が受講後に連携先を活用し、団体の発展への寄与も期待できることなども確認できました。

次に、(3) 受講後の支援についてです。表 1 段目の評価・課題として、活動の開始・継続には、一人一人に合った情報提供やマッチング等が必要であること、2 段目右欄のとおり、講座修了後も相談・助言等が重要であることが確認できました。

8 ページをご覧ください、元年度と 2 年度のモデル事業の検証結果をご覧ください。こちらでは、2 か年の検証結果と、その総括をまとめております。下の丸枠は総括のまとめになります。こちらでは、多様な地域課題に対応するためには、区民や地域団体等が主体的に地域づくりに取り組むことが重要であり、区は体験活動や仲間との共同的な学習、適切な団体との連携による効果的なプログラムなどを取り入れた講座の提供や、一人一人に合った情報提供等により支援していくとまとめております。令和 3 年度からこの内容を反映した事業展開として、台東区民カレッジ等に取り組んでまいります。

では、その具体的な内容をご説明いたします。9 ページには、イメージ図がございませので、こちらもご参照いただきながら、資料の 1 ページ目のほうにお戻りいただければと思います。

項番 3、台東区民カレッジについてでございます。検証結果を踏まえ、区民が学習の成果を生かし、地域で活躍することを目的とした学習講座及び情報提供、相談対応などの支援を台東区民カレッジとして実施いたします。

講座は、(1) 地域活動体験講座の表に記載の 2 種類になります。

2 ページをお開きください。(2) 学習と活動をつなぐコーディネートについてになります。学習成果を地域に生かしたいと希望する区民が、活動機会につながるよう支援いたします。併せて、関係機関とのネットワークを構築してまいります。支援の内容は、生涯学習ボランティアの登録及び活動先の紹介、マッチング、団体の組織化や運営の相談・助言、関係機関への仲介などになります。

次に、項番 4、その他の事業の今後の展開についてでございます。既存事業の整理や、新たな講座の実施により、誰もが生涯を通じ、自ら学習に取り組むための多様な学習講座を、新たに「台東学びの広場」と位置づけ展開し、その他の社会教育事業とともに区民の「学び」と「活動」の循環につなげてまいります。整理する事業につきましては、資料のとおりでございます。

予算額、今後のスケジュールにつきましては、資料の項番 5・6 に記載のとおりになります。

長くなりましたが、ご説明は以上になります。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは生涯学習課のコ、センターの開館時間ですけれども、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、生涯学習課サ、生涯学習推進プランの改定の関係です。何かご質問はありますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、生涯学習課のシにつきまして何かご質問はありますか。

○垣内委員 ご説明ありがとうございます。学習をしたその成果を社会に還元する、そういう循環を目指したご提案かと理解しました。とても重要なことだと思います。

今は、官でもない民でもない、つまり、営利目的ではないけれども政府がやらないという分野での重要性というのが非常に高まってきているので、そういう人材育成という意味でもとても重要な事業であろうというふうに拝見いたしました。

その上で、情報提供とかマッチングとかを支援するということなのですが、非営利の活動であっても、いろいろな活動経費とかも必要になりますし、また、実際にやりたいと思う方がいても、それを実践に移すにあたって、現実問題としてはいろいろなハードルがあるかと思えます。そのうちの一つはコストということもあるかと思うのですが、この学習をしてやる気が出た方々をサポートする、登録をしたり斡旋をしたりして、ボランティアとして派遣する活動を支援するということであっても、少し経費も掛かると思うのですが、そこら辺はどういう形で生涯学習課というか、組織の方々がサポートを実際にされるのか。受益者は地域住民全体なので税金を使うことも重要なことかとは思っています。その辺りについて、どうなるかということについて、お尋ねをしたいところです。

とてもいい試みですし成果も上がっているというふうに思うのですが、その先一步進めるために、具体的に、現実にはどういう問題があると認識されているのかということも併せて教えてください。

○生涯学習課長 ご質問のほうは、台東区民カレッジでということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○垣内委員 そうですね。台東区民カレッジです。

○生涯学習課長 各活動や団体について、委員のご指摘のとおり、非営利団体等で、いろいろな費用がかかってくるところはあろうかと思えます。

そういった団体に対して、今回の事業の中で直接的に経費的な支援をするということは想定はしておりませんが、実際に活動される場合に、活動される場所とかを求めていらっしゃる方であるとか、そういう方に情報提供を行う。もしくは有益な情報を提供していくことによって、活動に意欲を持った方が円滑に活動に入っていけるように、こちらのほうとしてもそういった支援をしていこうとは考えているところでございます。

○矢下教育長 例えば、具体的なボランティアなら社会福祉協議会とかにいくのでしょうか、その辺を生涯学習課でも考えているんですね。

○生涯学習課長 今、教育長からお話もありましたが、区の中でもいろいろな支援等を実施させていただいているところはございます。ただ、直接的に生涯学習課で行っている事業ではない部分もございますが、当然そういった支援制度、そういったものをご案内したりであるとか、できる限りの支援はしていきたいというふうには考えているところでござ

います。

○垣内委員 せっかく育成した人材、貴重な人材ですから、地域に様々な活動を展開していただくように、行政内部でも連携も取りながら、せっかくの人材の活躍の場です。これを増やしていただけるといいなというふうに思います。

○神田委員 この考え方は前にもご提案されていて、私も大変興味深く伺っていました。私自身もそうなのですが、退職した後に、いろいろ地域に貢献したいという話を聞きます。私の知り合いは、いろいろ介護について勉強してきて、その自治体で出している資格を取って、自分の地域に貢献するということで生きがいを持っていると聞いています。この取り組みは、ぜひ組織的に計画的に進めていただけたらと思っています。

スペースや、マッチングをする費用なども、ぜひ設けていただき、意欲のある人たちが地域で貢献できるように、ぜひ取り組みを進めていただきたいです。

○生涯学習課長 委員にご指摘いただきましたとおり、今回のモデル事業の中でもかなり区民の方の中に地域の活動に取り組みたいという方が数多くいらっしゃることは痛感したところがございます。今回のモデル事業でも定員を超える申し込みをいただきまして、終始活動に意欲を持って講座の方に参加していただいたところを私のほうも拝見しまして、強く実感しております。

そういった方、お話を伺っていると、やはりなかなかどういうふうに活動に具体的に参加していけばいいのか分からないというような方もいらっしゃるのです。そういう方に対して、区のほうとしても支援いたしまして、可能な限り地域活動につなげて入っていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○高森委員 ありがとうございます。非常に興味深い取り組みをなさっていると思います。災害時の避難所生活などをテーマにしていたということもあるのでしょうか、やはりテーマ選びというのはとても重要だと思うのです。今後この事業を展開していくに当たって、どのような方向性をお考えでしょうか。

○生涯学習課長 来年度以降のテーマにつきましては、一定程度決めているところではありますが、その先、今後どういうふうに新しいテーマを見つけていくのかということについては、またいろいろ検討を重ねていきたいと考えているところではございます。

具体的には、区のほうで講座等を提供した上で、さらにその後に出口等をつなげていけるような課題、そういったものにフォーカスして事業を展開していくことで具体的に講座に参加していただいた方が地域活動に参加いただけるように取り組んでいきたいと考えております。そういう視点を持ってテーマ等を選定していきたいと考えているところです。

○高森委員 テーマはたくさん選べると思うのです。当然、参加者からいろいろアンケートをとって、そこでヒアリングするのもいいですが、引き続き有意義な会にしていきたいと思いますのと、同じテーマを、例えば2年後、3年後にもう一回やってもいいかと思うのです。対象者が変わってくれば、またそこで新たな反響も出るでしょうから。いい取り組みは継続的になさるのもよろしいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○垣内委員 手前みそかと思ったので控えてしまいましたが、文化とか芸術ですね。この分野も実は担い手不足でして、特にサポートする側です。やりたい人たちは結構いるのですが、担い手不足なのです。いろいろなアートフェスティバルであったり、イベントであったり、それから多分学校行事なんかの一部なんかは、相当人手が必要だし、ある程度スキルがある人たちというのが必要で、他の地域だとアートマネジメントとか、いろいろなスキルを少し勉強してもらって、なじみながら、実際にもう運営に携わってもらおう。そうすると行政がやる必要もなくなりますので、一石三鳥くらいの効果が上がっているところもあります。そこまで行くのには相当時間もかかりますし組織的な関与も必要になりますけど、他にいろいろな可能性があると思いますので、そういう方々が社会活動できるようにしていただければと思います。とてもいい試みだというふうに期待しております。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課の3件については、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

(7) スポーツ振興課 セ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のセについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、都立浅草高校温水プール開館期間の変更について、ご説明いたします。資料は13でございます。では、すみません、お手元の資料でお願いいたします。

項番1、概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、スポーツ施設におけるプール運営の効率化を図るため、プールの開館期間の変更を行うものでございます。

項番2、変更内容でございます。この温水プールは、学校が使用しない期間をお借りしまして、区民に開放しておりますが、利用者が低い状況を踏まえまして、4月・5月の利用を休止するものでございます。

項番3、変更期間でございます。変更期間は、令和3年4月1日から当面の間といたします。

項番4の今後のスケジュールにつきましては、資料に記載のとおりでございます。

ご協議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいですか。

○垣内委員 これはコロナの影響で利用者が減ったということではなく、例年ずっとこの4月・5月の時期が利用者が少ないということなののでしょうか。

○スポーツ振興課長 これはコロナの影響に限らず、年間を通してということでございます。

○垣内委員 12月・3月は変更なしで開館するのですか。

○スポーツ振興課長 利用者の方なのですが、12月以降も1日あたりの利用が低い状況で変わりはありません。ただ、一気に全ての利用を休止するわけではなく、前期の部分について、利用を休止し、今後の利用状況を確認していくということでございます。

○垣内委員 了解です。

○矢下教育長 ほかにはよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のセについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

(8) 中央図書館 ソタ

○矢下教育長 次に、中央図書館のソ及びタについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、協議事項、中央図書館のソ、図書館情報システムのリプレースについて、説明いたします。資料14をご覧ください。

項番1、概要でございます。図書館では、職員による資料管理や利用者の予約、蔵書検索に至るまで、一元的な情報管理を行うため、図書館情報システムを導入しております。現行の図書館情報システムは、平成23年度の導入から10年が経過し、様々な課題が生じており、また、現行の事業者が撤退し、サポートサービスも本年12月末をもって終了することから、今回、システムのリプレースを予定しております。

項番2、現状・課題をご覧ください。リプレースするにあたっての現状・課題は大きく3点ございます。まず1点目が検索の機能不足です。システムでの蔵書検索数が増加する中、利用者からは、絞り込み検索など、検索機能の向上について要望が上がっております。そこで、利用者がより正確に目的の資料にたどり着けるよう、検索性を向上させる必要があると考えております。

2点目は、予約の機能不足です。資料を複数予約した際の提供順序の指定など、利用者から予約機能強化の要望があることから、予約から受取までの利便性を向上させる必要があると考えております。

3点目は、利用者ニーズへの対応です。オンラインでの読書履歴の確認など、ICTを活用したサービスの要望がある中、多様化する利用者ニーズに対応するため、新たにサービ

スを拡大する必要があると考えております。

続きまして、項番 3、リプレースの方向性・変更点をご覧ください。項番 2 で挙げた課題を解決するための方向性・変更点を記載しております。まず、(1) 検索機能の充実でございます。具体的には、資料検索時のフロア案内図表示や絞込検索機能の追加等でございます。

(2) 予約機能の充実でございます。具体的には、全集など複数資料の提供順序を指定した予約や、WEB での受取館変更機能を導入いたします。

最後に(3) 新規サービスの導入でございます。具体的にはレファレンスのオンラインでのサービス開始や、読書履歴の確認機能の導入でございます。

恐れ入りますが、次ページをご覧ください。項番 4、予算額案です。令和 3 年度予算につきましては 9,139 万 5,000 円を計上しております。イニシャルコスト、ランニングコストの内訳及び 5 年間の総額は記載のとおりでございます。

最後に項番 5、今後のスケジュールです。資料記載のとおり、2 月上旬にプロポーザルの応募を開始し、3 月下旬に事業者を決定後、4 月以降システム構築を進め、来年 1 月からシステムを稼働する予定でございます。

続きまして、協議事項、中央図書館々、一部図書館の開館時間の変更等について説明いたしますので、資料 15 をご覧ください。

項番 1、谷中分室及び根岸図書館の開館時間変更についてでございます。(1) 概要をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、図書館運営の効率化を図るため、谷中分室及び根岸図書館の開館時間を短縮したいと考えております。

(2) 変更内容でございます。谷中分室、根岸図書館ともに新型コロナウイルスの影響により、入館者数が減少しており、両館とも 19 時以降の夜間の利用率が低い状況となっております。そこで、①谷中分室につきましては現在 9 時 30 分から 21 時までの開館時間を 19 時まで、根岸図書館につきましては、同じく現在 9 時 30 分から 20 時までの開館時間を 19 時までそれぞれ変更したいと考えております。

(3) 変更期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から当面の間といたします。

次ページをご覧ください。お手元の資料をちょっとご覧いただきたいんですけども、続きまして項番 2、東浅草なかよし図書館の閉館についてでございます。(1) 概要をご覧ください。平成 19 年に東浅草小学校内に開設した東浅草なかよし図書館は、平日は学校支援として東浅草小学校児童向けに、土日祝日は一般利用者向けに開館してまいりました。現在、東浅草小学校の大規模改修工事に伴い、本年 9 月まで臨時休館しているところでございますが、9 月以降も再開せず閉館いたしたいと考えております。

(2) 閉館理由でございます。休館前における東浅草なかよし図書館の一般利用者の利用が少なかったことを踏まえ、閉館いたします。

(3) 閉館後の対応をご覧ください。①学校支援につきましては、団体貸出やブックトークなどの学校支援で対応いたします。

②まちかど図書館につきましては近隣地域の方の利用が約 9 割を占めていることに加え、その地域の利用者も、中央や石浜図書館を多く利用しているという実態を踏まえ、他館への利用を促してまいります。

③閉館後の部屋の活用につきましては、先ほど放課後担当からもご説明いたしましたが、東浅草こどもクラブとして活用してまいります。

最後に今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。2 件ともよろしくご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは中央図書館のソ、システムのリプレースについて、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、中央図書館のタ、開館時間等ですが、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、中央図書館のソ及びタについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(4) スポーツ振興課 オ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、スポーツ振興課のオについて、スポーツ振興課長、報告をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場大規模改修について、ご報告いたします。資料 20 をご覧ください。

項番 1、令和 2 年度の進捗についてでございます。はじめに、(1) ドライミストの設置です。大規模改修工事実施までの熱中症対策としまして、観客席にドライミストを設置するとともに、可搬式のドライミストも導入いたしました。

次に、(2) 大規模改修工事内容の方針を検討いたしました。主に、老朽化への対応と、施設の機能を向上させる整備について検討を行いました。

次に、(3) 観客席屋根及びエレベーター設置に向け、現状及び補強内容の精査を行い、設置が可能であることを確認しました。

最後に(4) 東京都の条例に基づく土地利用の履歴調査を実施いたしました。

項番 2、基本計画案の主な内容でございます。(1) 老朽化への対応として、経年劣化による外壁やフィールド舗装などの改修、また電気や空調など、設備系につきましては、

機器の更新を行うことで機能の回復を図ります。

次ページ(2)機能の向上でございます。屋外については、熱中症対策として、屋根を新設するとともに、夜間でも施設の利用ができるよう、照明の導入を計画しております。また、屋内については、新たにランニングステーションの機能を設けることや、エレベーターの新設、水害対応として、受変電設備を2階へ移設するなど、機能強化を図ってまいります。

別紙に観客席の屋根設置のイメージ図、また地下1階から2階までのレイアウトにて、新規に設置するもの、転用するものを中心に掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

項番3の今後のスケジュールについては、新型コロナウイルスによる影響が懸念される財政事情を勘案しまして、スケジュールの見直しを行いました。3月の区民文教委員会にて報告した後、来年度については実施設計に向けた各種検討を引き続き行い、実施設計、建築確認申請等は、令和4年度以降に行ってまいります。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のオについては、ご報告どおり了承願います。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時15分 閉会